

五島市監査委員公表第19号

令和4年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおりに通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和5年9月1日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

5五総第1449号  
令和5年8月30日

五島市監査委員 橋本平馬様  
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和4年度定期監査（工事監査）結果報告に係る措置について

令和5年2月24日付け4五監第758号の令和4年度定期監査（工事監査）結果における指摘事項について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

第1 対象部局 教育委員会事務局教育総務課、建設管理部建設課、総務企画部財政課

第2 対象工事 五島市立新図書館建設工事

第3 指摘事項等及び措置

1 指摘事項

施工計画書の記載内容について、その現場固有の各種課題に対する具体的な計画となっていないものが見受けられた。施工計画書作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものであることから、施工計画書を受領する際は、監督員による十分な確認を行い、是正箇所があれば請負者に対し適切な指導を徹底されたい。

また、施工計画書の記述内容については、過去の工事監査においても技術士から改善を要望されている事項であるので、是正されたい。

**【講じた措置】**

**[建設管理部建設課]**

請負者から施工計画書を受領する際は、その現場固有の条件を考慮した具体的な計画となっているか、監督職員による十分な確認を行い、請負者に対し適切な指導を徹底してまいります。

また、施工計画書の作成に当たっては、請負者に対し、県が公開している手引き等を共有するとともに、その要点をまとめた資料を配付し、安全管理や施工方法、交通

管理、環境対策等の現場条件を考慮した計画書を作成するよう、指導を徹底してまいります。

## 2 指導事項

令和4年11月16日に実地監査した際、工事完成前で工事写真が整理中となっており、施工状況の詳細の確認ができなかった。工事完了後の目視による確認が不可能又は容易でない箇所について、施工計画書のとおりに行われていることを確認するため、適切に施工の記録を整備し、工事写真の撮影を行うことは重要であるから、建築工事の施工に当たっては、国土交通省の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づき、施工の記録、工事写真を必要に応じて提示又は提出することができる体制を整えるとともに、当該工事写真等を容易に検索、確認ができるように整理方法について受注者を指導されたい。

### 【講じた措置】

#### 〔建設管理部建設課〕

工事写真等については、施工に合わせて適切に記録・整理し、必要に応じて提示又は提出することができる体制を整えるよう、工事打合せ等において、監理者・監督職員による確認・指導を徹底してまいります。

## 3 意見

事情聴取及び現場検分において、技術士から技術水準の向上のための提案がなされ、また、工事技術調査報告書においても、技術的な提案が記載されている。その中には、

- (1) 地盤改良工事の施工報告書に関して、品質管理試験の現場コア抜き強度試験結果と設計値との比較判定結果が記載されておらず、決められた判定式にのっとった評価を明示すべきである。なおヒアリングの結果、同上の施工管理に関して、日本建築センターでの評価工法であるため、品質を確保するための施工サイクルが規定されている。しかし、明確な回答が得られず、施工業者のみが把握しているものと思える状況であった。今回の地盤改良工事は、建物基礎を支持する重要な工事であり、関係者全員が品質管理ポイントを把握し、周知することが必要である。
- (2) 現場の安全管理について、外部仮囲いへの必要書類の掲示や近隣への注意喚起等に関しては、既に撤去されており、確認ができなかった。また、場内朝礼時の掲示板の状況に関しても同様の状況であった。工事写真により、上記の状況を確認しようとしたが、適当なものが見い出せなかった。総合施工計画書に記載の安全管理写真管理表では、各種標識類の設置状況、各種保安施設の設置状況、安全訓練等の実施状況等の撮影項目があるので、今回の監査で既に目視確認が不可能な場合に備

えて、きちんと整理しておくべきである。

など、参考とすべき事項がある。そのほかにも施工上の具体的な提案が示されているので、これらを検証し、今後の工事施工に当たって留意されたい。

また、監査結果については、市全体で共有し、公共工事の品質確保に努められたい。

#### 【講じた措置】

##### [建設管理部建設課]

(1) 地盤改良工事におけるご指摘の判定式による評価については、「2018年版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」に基づき、評価判定を行っていましたが、評価判定書類の整理が行われておりませんでした。

今後は、品質管理に関する事項について、施工者・監理者・監督職員等関係者における情報の共有・確認を徹底してまいります。

(2) 現場の安全管理については、必要書類の掲示や近隣への注意喚起・場内安全看板等に関する写真を撮影し印刷してありましたが、工事完成前で整理が間に合っておらず、監査実施時に提示することができませんでした。

今後は、安全管理関係の写真について、必要に応じて提示することができるよう、工事打合せ等において、監理者・監督職員による確認・指導を徹底してまいります。

なお、技術士からのご提案についても、今後の営繕業務の参考にさせていただきたいと考えております。

##### [総務企画部総務課]

監査結果については、情報を共有するため、工事の施工管理及び契約事務を担当する関係課へ通知しました。